

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第39回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和7年2月26日(水) 午前10時から11時43分まで
開 催 場 所	瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：木村委員(分科会長)、池田委員(副分科会長)、吉川委員 欠席者：上坂委員、橋爪委員 (部長職) 出席者：小作企画部長、古川住民部長、宮坂協働推進部長、福島福祉部長、横沢都市整備部長、目黒教育部長 (説明員) 青木子育て応援課長、池田保育・幼稚園係長、島崎子ども家庭センター課長、片野母子保健係長、工藤健康課長、鈴木健康係長 (事務局) 町田企画政策課長、渡辺企画推進係長、企画推進係鈴木
配 布 資 料	【事前配付】 ・ 審査・報告事項一覧 ・ 審査書 【当日配付】 ・ 次第 ・ 事前質問回答一覧
議 題	議題1 補助金等審査 (審査事項) 6 審査-3 保育環境改善等事業費補助金 【福祉部 子育て応援課】 6 審査-4 副食費支援事業補助金 【福祉部 子育て応援課】 6 審査-5 男性HPVワクチン任意予防接種費用助成事業 【福祉部 子ども家庭センター課】 6 審査-6 瑞穂町带状疱疹ワクチン定期・任意予防接種助成事業 【福祉部 健康課】 (報告事項) 6 報告-10 瑞穂町中小企業成長支援事業補助金 【協働推進部 産業経済課】 6 報告-11 令和6年度住民税非課税世帯への支援金 【福祉部 福祉課】 6 報告-12 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への支援金 【福祉部 福祉課】 6 報告-13 妊婦のための支援給付事業 【福祉部 子ども家庭センター課】 6 報告-14 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金 【教育部 教育指導課】

傍 聴 者	3 名 下澤議員、高橋議員、井上議員 ※公開時は人数のみ表記
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)	1 開会 木村分科会長により会議の成立、公開についての説明が行われ、会議が進められた。また、町田企画政策課長より会議資料についての説明が行われた。 2 議題 木村分科会長により議事が進められた。 議題 1「補助金等審査」 (審査事項) 6 審査-3 保育環境改善等事業費補助金 ○審査案件についての説明要旨 (青木子育て応援課長) 補助対象は、町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所の計 11 園である。規定については、今後制定予定である。 実施主体は瑞穂町であり、補助対象経費は、使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入等のうち、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに支払われたものとなる。現在、町内保育所等 11 園のうち、使用済みおむつを園で処分している保育所等は 2 園のみとなっているが、厚生労働省からも保育所等における使用済みおむつの処分は推奨されており、町でも保育所等における使用済みおむつの処分を推進するため、使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入等に対し支援を行うものである。 補助金額は、1 施設あたり補助基準額 102 万 9 千円とし、事業に係る財源の内訳は、国及び都からの補助金が 3 分の 1 ずつのため、町として必要な財源は事業費の 3 分の 1 となる。実施期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなる。 ○各委員からの事前質問について ・補助対象施設の一覧表作成、作成項目は、「施設名」、「乳幼児別現在員数」、「現在保育所等（以下『施設』）で処理の可否」を表記してほしい。 (青木子育て応援課長) 令和 7 年 2 月 1 日時点の状況については、当日配付資料に記載している。施設は記載の 11 園、現在員数の合計は 745 名、現在保育所等で使用済みおむつの処理を行っている園は、2 園となっている。 ・現在、事業用可燃ごみとして排出しているのか。排出していれば回収サイクル及び上限数量は設けられているのか、また、処理料金を教えてほしい。

(青木子育て応援課長)

瑞穂のぞみこども園は、使用済み紙おむつを事業系ごみとして排出している。回収は、週2回、燃やせるゴミの日収集している。事業系ごみは、1回につき大袋(40ℓ相当)2袋まで町で回収している。処理料金は大袋1袋につき60円となっている。

ぴよぴよ保育園は、ごみ収集業者と委託契約を締結している。月2回、1回30kgまで回収しており、料金は月額5,720円となっている。

- ・ごみ箱の購入は、支給なのか施設独自での購入か。

(青木子育て応援課長)

各園で購入し、その購入費に対して補助金を交付する。

- ・現在使用済みおむつを処分している保育所等2園はどの園か。

(青木子育て応援課長)

質問1の回答のとおり、ぴよぴよ保育園及び瑞穂のぞみこども園である。

- ・使用済みおむつの保管用ごみ箱は1個(台)当たりいくらか。

(青木子育て応援課長)

補助上限額は1施設あたり102万9千円となる。各園の児童在籍規模が異なるため、各園で保管用ごみ箱を選定、購入することとなる。そのため、1個あたりの金額は、それぞれの施設で異なるものと考えている。

- ・各保育所等にはどのようにごみ箱を配分するのか。また、ごみ箱配置後にその使用状況について町が実地調査等をする予定はあるか。

(青木子育て応援課長)

各園で独自に購入等を行い、その費用に対して補助金を交付するため、町がごみ箱を配分することはない。補助金の交付にあたっては、納品書や写真等で設置の確認を行う。

○各委員からの意見及び質問について

(池田副分科会長)

各園で保管する使用済み紙おむつの処分費については、補助が出るのか。

(福島福祉部長)

この補助事業においては、ごみ箱の購入等に係る費用についてのみ補助対象としている。ごみの処分に関しては、ごみ処理の担当部署と調整中である。

(古川住民部長)

事業系のごみについては、現状2袋まで有料で回収できる規定となっている。今後、保育園等から出る使用済み紙おむつの処理手数料について、免

除ができないか検討を進めている。

(池田副分科会長)

介護施設などは対象とならないという認識でよいか。

(池田保育・幼稚園係長)

お見込みのとおり。

(古川住民部長)

各園で使用済み紙おむつを処分する際は週2回の回収となるため、回収日まで使用済み紙おむつを保管する必要がある、その保管のための費用を町として補助するものとなる。

(木村分科会長)

本制度の趣旨として、町としては全ての保育所において使用済み紙おむつの回収を実施して欲しいという方針であるとの認識でよいか。

(古川住民部長)

町としては、使用済み紙おむつを保育所等で処分する際の負担をできる限り軽減するが、最終的には各園の判断となる。

(木村分科会長)

委員の質問については終了した。この審査事項への賛成もしくは反対についての各委員の見解を求める。

(池田副分科会長)

この事業の実施について、賛成する。降園の際に使用済み紙おむつを持って帰宅することは負担であるため、この補助事業によって保護者の負担が軽減される。

(吉川委員)

私も賛成する。保育所等においても体制整備に関する負担が軽減されることは良いことであると思う。

(木村分科会長)

私も賛成する。使用済み紙おむつを持って帰宅することは、衛生的にも良くないため、現状を改善し得るこの補助事業はよいものであると思う。

各委員の見解は、賛成3人、反対0人となった。この結果をもとに各委員の意見をまとめ、池田行政評価委員長及び補助金等審査分科会長の私が内容を確認したのち、町長に報告することとする。

6 審査-4 副食費支援事業補助金

○審査案件についての説明要旨

(青木子育て応援課長)

補助対象は、町内認可保育所、認定こども園、幼稚園のうち、施設で徴収

している副食費が、公定価格で定める副食費徴収免除加算額を下回っている施設となる。規定については、今後制定予定である。

令和4年度まで公定価格で定める副食費（保育園等での給食のおかず代で、保護者から徴収すべきとされているもの）の徴収免除加算額は児童1人あたり月額4,500円であったが、令和5年度は4,700円、令和6年度は4,800円に単価改正が行われている。公定価格で定める副食費徴収免除加算額の単価改正に伴う、副食費の値上げによる保護者負担の増加を防止することを目的にこの補助事業を実施する。

町から各園に対する補助金額は、施設で徴収している副食費と公定価格で定める副食費徴収免除加算額との差額に対し、実施期間における毎月初日の在籍児童のうち、副食費免除対象外の児童数を乗じた金額となる。財源については町の単独財源となり、実施は令和7年4月1日からを予定している。なお、令和4年度から令和6年度まで実施された東京都の物価高騰緊急対策事業補助金が令和7年度以降も継続された場合、本補助金の財源として活用する予定である。

○各委員からの事前質問について

・副食費とは何か。

（青木子育て応援課長）

副食費とは主食（ごはん、パン）以外のおかずやおやつ、牛乳やお茶などの費用で、保護者が施設に支払うものである。

・公定価格とは何か。

（青木子育て応援課長）

教育・保育に通常必要な費用として国が定めた基準に基づいて算定された価格である。

・副食費徴収免除加算額とは何か。

（青木子育て応援課長）

区市町村民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯等については77,101円未満）の世帯の子どもと全ての世帯の第3子（保育所等に通っている子どものうち最年長者から数えて3番目の子ども）以降の子どもについては、保護者が保育施設に支払うべき副食費が免除される。

当該副食費徴収免除対象子ども1人あたりにつき、公定価格で定められた加算額（副食費徴収免除加算額）を町から施設に支払うものである。

・4,500円の内訳が分かれば教えてほしい。

（青木子育て応援課長）

令和4年度までの公定価格上の副食費徴収免除加算額が4,500円で

あり、その金額に基づき施設が保護者から徴収している。内訳については示されていない。

・保護者は現在、いくら負担しているのか

(青木子育て応援課長)

瑞穂のぞみこども園の副食費は5,000円、如意輪幼稚園の副食費は4,800円、その他の施設の副食費は4,500円となっている。

・現在、単価を下回っている施設は

(青木子育て応援課長)

石畑保育園、むさしの保育園、東松原保育園、狭山保育園、長岡保育園、みずほひじり保育園、とのがや保育園、ぴよぴよ保育園、南平保育園、ゆめのもり保育園、福正寺松濤幼稚園の11園で、単価は4,500円となっている。

・「東京都の物価高騰緊急対策事業補助金が令和7年度も継続された場合、本補助金の財源として活用します」とあるが、その場合すでに計上された予算は、どう、または何に使われるのか。

(青木子育て応援課長)

副食費支援事業補助金は、副食費の値上げによる保護者負担の増加を防止することを目的に、当初の予定どおり施設に交付予定である。

副食費支援事業補助金は、町負担10分の10、全額町の財政負担で交付予定であるが、東京都の物価高騰緊急対策事業補助金が実施された場合、町負担10分の10ではなく、都負担10分の10となり、町の財政負担が軽減されることとなる。

○各委員からの意見及び質問について

(吉川委員)

保護者が、保育園に支払っている副食費はどのようになっているか。

(池田保育・幼稚園係長)

各園における副食費については、事前質問で説明したとおりである。この補助金については、各園が保護者から徴収している副食費が、令和6年度の公定価格である4,800円を下回った金額である場合、その差額を町から各園に対して補助するものである。

(池田副分科会長)

この補助金は、保護者に対する補助金ではなく、各園に対する補助金ということで良いか。

(池田保育・幼稚園係長)

お見込みのとおり。

(木村分科会長)

事前質問で一度回答が示されているが、東京都から町に対して補助金が交付された場合、この補助事業で活用する予定であった町の財源については、他の事業に活用されることとなるのか。

(小作企画部長)

この補助事業単独で見ると、活用できる財源が増えたように感じられるが、令和7年度の当初予算については、過去最大規模となる予定である。そのため、町が積立てている基金を取り崩して運用するなど、町全体としては大きな財政負担を生じている。東京都から町へ補助金が交付された場合、この補助事業で活用予定であった町の財源を基金に積み立てるとは一概に言えないが、様々な状況を勘案しながら、財源の活用を検討していきたい。

(池田副分科会長)

各園の現在の副食費について、令和6年度の公定価格である4,800円を下回っている園がいくつかあるが、各園の今後の金額設定についてはどのように行うのか。

(池田保育・幼稚園係長)

各園の判断による。各園が副食費を4,500円とする場合は、公定価格との差額である300円を町から園に対して支給されるが、公定価格以上の金額を保護者から徴収する場合は、町からの補助金は交付されない。

(吉川委員)

4,500円未満の金額を園が副食費として設定する場合はどうなるのか。

(池田保育・幼稚園係長)

令和4年度の公定価格が4,500円であったため、当該金額未満に設定したことによって生じる差額については、補助金を交付しない制度設計を考えている。最大でも4,500円と公定価格との差額を補助する制度とする。

(木村分科会長)

委員の質問については終了した。この審査事項への賛成もしくは反対についての各委員の見解を求める。

(池田副分科会長)

この事業の実施について、賛成する。園の健全な経営を推進することになると考える。

(吉川委員)

私も賛成する。令和4年度の公定価格である4,500未満を副食費として設定することによる補助金の過払いがないように、適正に執行されたい。

(木村分科会長)

私も賛成する。この補助金によって園の負担を軽減することができ、保護者の負担増加も抑制できると考える。

各委員の見解は、賛成3人、反対0人となった。この結果をもとに各委員の意見をまとめ、池田行政評価委員長及び補助金等審査分科会長の私が内容を確認したのち、町長に報告することとする。

6 審査-5 男性HPVワクチン任意予防接種費用助成事業

○審査案件についての説明要旨

(島崎子ども家庭センター課長)

助成対象は、町内在住の小学6年生相当から高校1年生相当の男子の保護者となる。規定については、今後制定予定である。

この補助事業は、東京都が区市町村の実施するHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン男性接種に係る取組について、被接種者の費用負担の軽減を図ること等を目的として、HPVワクチン男性接種補助事業を創設したため、令和7年度から町が助成事業を開始する。東京都から町への補助金は、事業費の2分の1である。

男性がワクチンを接種することで、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなどの原因と考えられているHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染予防が期待できる。また、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防につなげることも期待できるため、HPV感染予防策として予防接種の促進を図る必要性がある。

補助金額は、接種費用全額とするが、1回当たり1万6,036円を上限とし、助成回数は1人あたり3回までとする。

○各委員からの事前質問について

・接種対象者の想定接種率5.1%の算出はどのように行ったか。啓蒙活動はどのように実施するか。

(片野母子保健係長)

想定接種率については、東京都が示した想定接種率である5.1%を参考にしている。東京都は男性に対する公的接種を2018年から個別接種で実施しているドイツの接種率を参考にしていると説明している。

啓蒙活動については町のホームページ、広報紙、子育てアプリの活用等を予定している。

・啓蒙活動はどのように実施するのか。

(片野母子保健係長)

先ほどの回答のとおり。

・補助割合と実施期間はどのようになっているか。

(片野母子保健係長)

補助割合は東京都2分の1、町2分の1、実施期間は令和7年4月1日から開始予定である。

○各委員からの意見及び質問について

(池田副分科会長)

審査書に記載の想定を超えた接種率となった場合は、どのように対応するか。

(片野母子保健係長)

現在の町の想定は東京都が示す想定接種率5.1%に加え、1人あたり3回の接種を見込んでいる。令和7年度に3回接種できず、令和8年度にまたいで接種する人もいると考えられるため、予算は足りると見込んでいる。なお、町の想定を超えた接種率となった場合は、補正予算での対応も検討する。

(池田副分科会長)

このワクチンは、3回接種しないと効果がないのか。

(片野母子保健係長)

国では3回接種することが効果的であると示している。

(池田副分科会長)

3回の接種が効果的であることを含め、接種方法について積極的に周知を行うべきである。

(片野母子保健係長)

制度内容含め、接種方法についても適切に周知していく。

(吉川委員)

接種対象者の年齢について、審査書に記載の設定とした理由は何か。

(片野母子保健係長)

既に実施している女性への当該ワクチン接種事業における対象年齢と同様に設定した。

(木村分科会長)

委員の質問については終了した。この審査事項への賛成もしくは反対についての各委員の見解を求める。

(池田副分科会長)

この事業の実施について、賛成する。接種方法等については、積極的に周知されたい。

(吉川委員)

私も賛成する。有用な制度であると思う。

(木村分科会長)

私も賛成する。この補助金によって男性だけでなく、女性の健康を守ることにもつながるため、良い事業であると思う。

各委員の見解は、賛成3人、反対0人となった。この結果をもとに各委員の意見をまとめ、池田行政評価委員長及び補助金等審査分科会長の私が内容を確認したのち、町長に報告することとする。

6 審査-6 瑞穂町带状疱疹ワクチン定期・任意予防接種助成事業

○審査案件についての説明要旨

(工藤健康課長)

まず、定期接種と任意接種について説明する。定期接種とは予防接種法に定められたもののことであり、任意接種とは予防接種法に定められていないが医薬品として安全性が確認されたワクチンを被接種者の希望によって実施するものである。

この補助事業の補助対象者については、審査書に記載のとおり。定期接種について、65歳を超える年齢は、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとに100歳までを対象とする。なお、令和7年度に限り、100歳以上についても定期接種の対象となる。任意接種については、定期接種の対象年齢を除き、接種日時点で医薬品として接種が承認された50歳以上が対象となる。規定については、現在の「瑞穂町带状疱疹ワクチン任意予防接種費助成事業実施要綱」に、定期接種等に対する助成の規定を追加し、「瑞穂町带状疱疹ワクチン予防接種実施要綱」に全部改正予定である。

町では、接種にかかる経済的負担を軽減し、接種を促進することにより、疾病予防対策を講じることを目的とし、令和5年7月から任意接種に対する助成を開始した。带状疱疹ワクチンの定期接種化は、国において議論されていたが、令和7年4月からの定期接種化について、厚生科学審議会の部会で承認された。町では、定期接種化される令和7年度も、早期接種希望者への任意接種にかかる助成を継続し、接種を促進することで、疾病予防対策を推進する。

定期接種に用いるワクチンについては、審査書に記載のとおり。助成額については、現在行っている任意予防接種の助成額から変更はない。実施方法については、窓口負担軽減方式及び償還払い方式の2通りで実施するが、償還払い方式については、令和7年度のみの特設措置となる。事業の周知方法については、3月に町ホームページで定期接種化について周知し、4月に広報みずほ4月号、ホームページで変更内容の周知を行う。また、定期接種対象者へ個別通知を発送する。

带状疱疹ワクチンは、带状疱疹の発症予防、また、带状疱疹後神経痛の予防に効果があるとされており、接種にかかる経済的負担を軽減することで、

将来的に起こり得る合併症のリスクと治療にかかる負担増を回避することが期待できると考えている。

補助金額、助成率は審査書に記載のとおり。補助割合については、東京都から町へ交付される補助金を見込んでいる。令和7年度に区市町村が行う任意予防接種費用に係る経費について補助金が交付され、補助率は経費の2分の1となる。

令和7年4月1日からの事業開始を予定しているが、令和8年度以降の任意接種の助成については、接種状況等の情勢を鑑み再検討する。令和7年度の想定接種者数については、審査書に記載のとおり。

○各委員からの意見及び質問について

(池田副分科会長)

定期接種について、経過措置として5歳年齢ごとに100歳まで年齢が設定されているが、100歳以上は令和7年度に限り対象となるとの記載がある。100歳は令和8年度以降対象とならない認識でよいのか。

(鈴木健康係長)

国が示している予防接種の実施要領の記載に合わせている。100歳以上という表記については、令和7年3月31日において100歳である者であるため、令和7年度の年齢でいうと101歳以上になる者となる。分かりづらい表現であるため、住民に周知する際には、分かりやすい表現を検討する。

(池田副分科会長)

定期接種の年齢について、5歳年齢ごとに対象が設定されているのは、ワクチンの効果が5年間ということか。

(鈴木健康係長)

ワクチンの効果が5年ということではない。国が5年間の経過措置を取っているため、現在66歳であっても、5年のうちに70歳に到達することで定期接種対象となる。ワクチンの効果について国が示しているところでは、生ワクチンを接種した場合は、接種後5年間で4割程度の予防効果があり、不活性化ワクチンを2回接種した場合は、接種後5年で9割程度、接種後10年で7割程度の予防効果があるとしている。

(池田副分科会長)

町の想定接種率は、国の想定を参考としているのか。

(鈴木健康係長)

現在実施している任意接種の実績は、2.15%の接種率となっている。接種率の想定については、定期接種と合わせて現状の接種率が今後5年間

続いた場合の接種者数が、今後２年間で接種を行うとの見込みから算出している。

また、定期接種については、過去の経過措置期間中の高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種率が１３．１％となっているが、带状疱疹ワクチンの予防接種については、自己負担額が大きくなるため、接種率が下がるとの見込みから算出している。

（池田副分科会長）

定期接種については任意接種より助成額を増額することは可能か。

（工藤健康課長）

定期接種については、法律で定められているものであるため、町として接種を勧奨することが求められるが、対象者が必ず接種を行わなければならないものではない。また、医療機関の窓口において、定期接種と任意接種で金額に差をつけることで、医療機関の負担が大きくなることが想定される。さらに、財政的な面でも助成額を増額することによる町の負担増が考えられ、国から町への補助金も期待できないことから、定期接種の助成額を増額することは考えていない。

（池田副分科会長）

福生病院については、公立病院であるため、町として医療機関に協力してもらうことはできないのか。

（工藤健康課長）

医療機関によって、助成額が変わることについては公平性の観点からも実施は困難であると考えられる。

（吉川委員）

接種対象年齢の設定根拠は何か。対象年齢の下限を下げることは可能か。

（鈴木健康係長）

定期接種については、国が法律で定めたものである。任意接種については、現在実施している事業から変更はないが、ワクチンの接種可能となる年齢を基準としている。

（木村分科会長）

６６歳から６９歳の間に任意接種を行った場合、次に接種するのは、定期接種の対象年齢になる時点か。

（工藤健康課長）

不活性化ワクチンについては２回まで接種可能であるが、生ワクチンを含めどちらかを初めて接種した際にのみ助成を受けることができる。よって、任意接種を行って助成を受けた場合は、定期接種の対象年齢となっても助成を受けることはできない。

(木村分科会長)

委員の質問については終了した。この審査事項への賛成もしくは反対についての各委員の見解を求める。

(池田副分科会長)

この事業の実施について、賛成するが、定期接種の接種率向上のため、任意接種よりも助成額を増額するなど、今後も事業内容について検討されたい。

(吉川委員)

私も賛成する。疾病の予防につながると思う。

(木村分科会長)

私も賛成する。予防接種に係る住民の負担を軽減することで、接種を促進し、疾病の予防につながると思う。

各委員の見解は、賛成3人、反対0人となった。この結果をもとに各委員の意見をまとめ、池田行政評価委員長及び補助金等審査分科会長の私が内容を確認したのち、町長に報告することとする。

審査事項に引き続き、報告事項の説明が行われた。

(報告事項)

6 報告-10 瑞穂町中小企業成長支援事業補助金

(町田企画政策課長)

この補助事業は、町内に主たる事業所を有する中小企業等が、新たなチャレンジによる成長及び高い技術力を発展させるために実施する新製品・新技術の開発、DX推進への取組、デジタルツールの導入、事業承継促進の取組、販路開拓、人材育成及び人材確保に関する取組に対する費用の一部に対し補助金を交付するものである。

なお、この補助金は、令和4年2月、第27回補助金等審査分科会において審査した、「ものづくり・DX推進事業補助金」について、一部、補助メニュー等を変更したものである。事業開始から3年が経過するため、令和7年度から新たな事業内容にブラッシュアップし、合わせ、補助金等名称について変更するものである。

○各委員からの事前質問について

・国、都、町の補助割合はどのようになっているか

(町田企画政策課長)

交付決定額に対する補助割合は、東京都1/2、町1/2となる。

6 報告-1 1 令和 6 年度住民税非課税世帯への支援金
6 報告-1 2 令和 6 年度住民税均等割のみ課税世帯への支援金
※関連した事業であるため、まとめた報告となる。

(町田企画政策課長)

この 2 つ補助事業は、昨年 1 1 月、第 3 8 回補助金等審査分科会でも報告事項としている。エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を軽減するため、国の事業として実施されるものである。前回の報告では、「令和 6 年 6 月 3 日」を基準日とし、「令和 6 年度新たに非課税世帯となった世帯」に対して支援金を給付することについて、報告したが、今回は、令和 6 年 1 1 月 2 2 日閣議決定され、基準日「令和 6 年 1 2 月 1 3 日」時点で住民税が非課税の世帯に対して新たに給付することとなった。また、これまで同様に、町独自でも低所得者世帯として、住民税が均等割のみ課税である世帯に対しても、新たに支援金を給付する。なお、対象世帯の 1 8 歳以下児童 1 人あたりに関する加算金についても、同様に給付する。

○各委員からの事前質問について

・国、都、町の補助割合はどのようになっているか。

(町田企画政策課長)

国の 1 0 / 1 0 となる。

6 報告-1 3 妊婦のための支援給付事業

(町田企画政策課長)

この給付事業は、令和 5 年 2 月、第 3 0 回の補助金等審査分科会で報告した、「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」について、国から実施内容の変更を受けたため、町もその変更に合わせて決定したものとなる。

大きな変更点としては、これまで「妊婦の妊娠時及び出産後」に送付していた「カタログギフト」が「現金給付」となること、給付対象者が「妊婦及び養育者」であったものが、「妊婦のみ」となることである。なお、現金給付につきましては、これまでのカタログギフトと同様、2 回に分けて 1 回当たりの金額 5 万円の変更はない。

この助成事業は、国の補助事業であり、町の一般財源を使用しない事業であるため、報告事項としている。

6 報告-1 4 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金
(町田企画政策課長)

この補助金は、瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、要綱が定める様々な行事に要する経費について補助するものであるが、今回の改正では、「中学校で実施する実用英語技能検定（英語検定）を受験する生徒の保護者への補助額の変更」を行う。

英語検定に関する補助については、令和5年度まで、防衛省の再編交付金を積立てた基金を財源として全額公費負担で実施してきた。しかし、財源である基金がなくなることから、令和6年度より、保護者が受験料の一部を負担することとし、補助金額を「受験した級の検定料から1,000円を減じた額」とした。このことについては、令和6年2月、第35回補助金等審査分科会において報告している。

また、同分科会において、「将来的には、受験料の半額を保護者に負担していただきたいと考えている。」と報告しているが、今回の変更に当たり、段階的な措置が必要との判断から、審査書に記載のとおり、2級から3級までについては、保護者の負担額を1,000円増額し2,000円とする。

なお、この補助金は、既に実施されている補助金の内容変更であることから、報告事項としている。

閉会 午前11時43分